

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-13)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策13: 電波利用料財源による電波監視等の実施					担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳	
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
							年度ごとの実績(値)			
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	1	重要無線通信妨害への措置率	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%
	2	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。)	99%	25年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保。			
	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率	70%	25年度	73% (平成26年度から平成28年度の平均)	28年度	73%(3カ年平均)			研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 7.7 平成23年度実績 7.9
	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5 (最大10.0)	28年度	7.5点	7.5点	7.5点	
	5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差)	$1.0 \times 10^{-13}$ (10兆分の1)以内	25年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	28年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	

	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数 (平成26年12月1日追記「参加人数」)	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。 【参考】 平成25年度開始事業
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	9	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均	課題設定型： 4.2(最大5.0) 課題提案型： - (最大30.0)	25年度	課題設定型： 3.5(最大5.0) 課題提案型： 18.0 (最大30.0)	28年度	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	課題設定型：3.5 課題提案型：18.0	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施予定
	10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計)	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6%
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合	43.7% (平成26年12月1日追記)	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	平成23年度実績 消防・救急無線：11.6%、 市町村防災行政無線：30.3%
	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) <アウトカム指標>	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。) 【参考】 平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、測定指標である、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)の集計基準を変更したため、単純に過去の実績と比較することができない。

14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万人 平成23年度実績 16.1万人
15	AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局整備率	0%	25年度	100%	30年度	5%	30%	60%	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴）を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)			平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度					
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	5,657百万円 (5,466百万円)	5,650百万円	6,520百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを実施する。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間 ※混信・妨害申告件等の状況により変動するため、当初の見込値を設定できないもの。 【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率 100% ※措置とは、申告を受け、確認、現地調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。			0116
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)	6,628百万円 (6,346百万円)	8,698百万円	8,942百万円	2, 3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。 【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間) 【成果指標(アウトカム)】 ・システム稼働率(年間稼働率99%以上) ・電子申請率(無線局の免許/再免許申請)の向上(政府目標:平成25年度末時点で70%以上):73%(26~28年度3カ年平均)			0117
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	838百万円 (630百万円)	752百万円	771百万円	4	我が国国民の安心安全のため、(1)WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究(生体電磁環境研究)の実施、(2)生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、(3)ベースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。 【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点:7.5点 【成果指標(アウトカム)】 ・我が国の国民が継続的に安心して電磁波を利用できる環境を確保するため、WHO及び調査研究の結果を受けて、現行の防護指針(安全基準)の見直し等の対応を行う。			0118

(4)	電波再配分対策 (平成23年度)	30百万円 (10百万円)	30百万円	15百万円	10	<p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めたため、免許の有効期間到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。 このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して無線設備の残存価値等について給付金として支給し、早期の無線局廃止を促進することにより、円滑な周波数再編を確保する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:640局 ・給付金制度啓発局数:1,600局 【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の無線局の使用期限である平成27年11月30日に向けて、本事業の活用によるパーソナル無線の廃止を推進する(平成27年度パーソナル無線の廃止)。</p>	0119
(5)	無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)	-	108百万円	5,752百万円	11, 12	<p>周波数使用期限が定められているアナログ方式による消防・救急無線のデジタル化及び市町村防災行政無線のデジタル化を一体で整備する市町村に対し、国が整備費の一部を補助することにより、全国的にデジタル化を促進し、新たな無線需要に即応するため、空いた周波数帯の再編の加速化を図る。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:消防・救急無線のデジタル化16件、市町村防災行政無線のデジタル化10件 【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の増加を図る。 消防・救急無線のデジタル化着手752市町村、市町村防災行政無線のデジタル化870市町村以上(ともに、平成28年度の目標値)</p>	0120
(6)	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)	3,580百万円 (2,515百万円)	1,967百万円	2,111百万円	13	<p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局建設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:基地局73件、伝送路12件 【成果指標(アウトカム)】 ・平成25年度11月末時点、居住地域のうち携帯電話サービスエリア外人口3.9万人のうち、要望なしを除くエリア外人口3.4万人の早期解消を目指す。そのため、平成26年度から平成28年度までの間に携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口を1.7万人程度の解消を目指す。</p>	0121
(7)	無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)	34,534百万円 (33,975百万円)	33,705百万円	29,957百万円	14	<p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成25年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:112局 ・デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の設置数:8箇所 【成果指標(アウトカム)】 ・地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了):デジタル難視聴世帯に対する恒久対策の終了</p>	0122
(8)	電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)	2,000百万円 (1,492百万円)	3,645百万円	3,809百万円	13	<p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数:51件 【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル(500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数):1,388(累積) ・鉄道トンネル(平成23年度末時点で未整備の新幹線路線の対策区間長)881km(累積)</p>	0123

(9)	周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)	190百万円 (151百万円)	200百万円	205百万円	6, 7, 8	電波が人体や医療機器等に与える影響について、情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 スマートフォンの急速な普及による移動体通信量の増大に対処するため、無線LANの安全・効率的な利用及び提供に関する方策を周知啓発することで、電波の能率的かつ安全な利用を確保する。 【活動指標(アウトプット)】 ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:15回 ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:3,000件 ・無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数及び参加人数:5回、500名 (平成26年12月1日追記「参加人数」) 【成果指標(アウトカム)】 ・電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について、国民に対してわかりやすい形での情報提供を図る。	0124
(10)	電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)	12,231百万円 (11,453百万円)	12,834百万円	10,671百万円	9	周波数のひっ迫状況を緩和するため、おおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。また、周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減につながる、無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、国際機関等と調整を図るとともに、実証試験やその結果の分析を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・知的財産の出願・登録:142件(平成26年12月1日追記) ・外部発表(論文掲載、報道発表等):302件(平成26年12月1日追記) ・国際会議等への寄与文書:67件(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 ・本事業に共通の目標を設定することは困難であることから、間接的な指標として、移动通信分野のトラフィック増加等による周波数需要拡大に対応するため、携帯電話等の周波数確保の目標を設定(平成22年における目標):800MHz(平成27年度)	0125
(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成9年度)	499百万円 (446百万円)	496百万円	510百万円	5	国家標準である標準周波数を定め、標準電波を放射し、無線局の周波数の校正等が行われることにより、無線局の適正な運用を図る。標準電波送信所の2局体制による安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を放射することによって高精度な周波数等を提供する。 【活動指標(アウトプット)】 ・2局体制による標準電波送信所施設の安定的な維持・運営を確実に実施し、長波帯標準電波を放射することによって高精度な周波数等を提供する。 【成果指標(アウトカム)】 ・周波数安定度: $1.0 \times 10^{-12}$ (成果指標である周波数安定度とは、独立行政法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。)	0126
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)	—	—	1,180百万円	15	ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。 【活動指標(アウトプット)】 ・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数:13局 【成果指標(アウトカム)】 ・公共的な責務を果たすため、周波数の有効利用を図りつつ、ラジオ放送において生じている難聴を解消する。	新26-0019

政策の予算額・執行額	70,408百万円 (66,213百万円)	71,625百万円	69,500百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6にも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P26)
					日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂)	・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。(平成25年6月14日版 P44)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。